

報告第 32 号

小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱に
ついて

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 12 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

原油価格や物価の高騰により、私立保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所において提供される給食費の値上げや、施設の経営圧迫による給食の質・量の低下を防ぐために、給食の提供に必要な食材料の購入に要する経費の一部に対し補助金を交付するための必要な事項を定めた小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱を制定したため報告する。

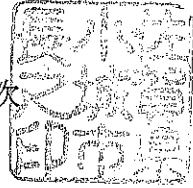


小城市告示第 149 号

小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 10 月 28 日

小城市長 江里口 秀次



小城市告示第 149 号

小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、原油価格・物価高騰を背景に、子育て世代の負担軽減及び給食の質・量を維持するため、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成 17 年小城市規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、佐賀県保育所等給食費支援事業費補助金交付要綱（令和 4 年 8 月 10 日付けこ未第 906 号）の例による。

(補助事業者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助事業者」という。）は、小城市内に所在する、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を運営するもの及び同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者とする。

2 補助事業者又は補助事業者の役員等が次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している

者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施施設ごとに、別表に定める補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りではない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認

を受けること。

- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け商第1251号）のとおり、県内企業と契約を行うよう努めること。
- (7) 補助事業終了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、様式第2号により速やかに市長に報告すること。

なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (8) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金等の交付の決定若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項第2号の規定により市長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、令和5年3月31日までとし、その提出部数は1部とする。

（交付の対象となる期間）

第9条 補助金交付の対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和4年度分の補助金に限り適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表

補助対象経費	補助基準額
<p>給食の提供に係る食材料費 ※ただし、補助対象経費は、食材料費（おやつやお茶及び牛乳代等を含む）から給食費収入を除いた額とし、預かり保育及び延長保育に係る食材料費は含まない。</p>	<p>以下の式により算出した額 $A \times B \times C \times D$ A：児童1人あたり7,500円 （ただし、副食のみを提供している場合は、児童1人当たり4,500円とする。） B：8％ C：令和4年度の開園月数 D：令和4年10月1日時点の給食を提供する在籍児童数</p>

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名

年度保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり小城市保育所等給食費物価高騰対策事業を実施したいので、小城市補助金等交付規則第3条第1項及び小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 市補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業の効果

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- ・小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金所要額調書（別紙1-1、別紙1-2）
- ・収支予算書（別紙2）
- ・その他（市長が必要と認める書類）

別紙 1 - 1 (第 6 条関係)

令和 4 年度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金所要額調書

施設名

施設名	①食材費支出 見込額	②給食費収入 見込額	③補助対象経費 (①-②)	④補助基準額	⑤市補助額	⑥内訳		
	円	円	円	円	円	1号	2・3号	合計
合計								

- (注) 1. ⑤欄には、③欄と④欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
 2. ⑥欄の 1 号、2・3 号欄が別紙 1 - 2 の⑥欄と一致すること。
 3. ⑥欄の 1 号、2・3 号欄の金額の合計が⑤と一致すること。

別紙1-2 (第6条関係)

令和4年度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金所要額調書

施設名 _____

○園児数・職員数

園児数								職員数	開園月数
1号			2号			3号	計		
主食・副食 提供人数	副食のみ 提供人数	計	主食・副食 提供人数	副食のみ 提供人数	計				

※園児数・職員数は令和4年10月1日時点の給食を提供する見込人数を記載すること。
 ※「主食・副食提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、主食・副食いずれも提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※「副食のみ提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、副食のみ提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※開園月数は、令和4年度の開園月数を記載すること。

○補助対象経費

①食材料費支出見込額 (自動計算)

②給食費収入見込額

③補助対象経費 (不足額) (自動計算)

<①食材料費支出見込額 の内訳>

食材料費 (全体) 食材料費 (職員分) (自動計算)

-

※食材料費 (全体) には令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納品を予定している食材料費の合計額 (見込額) を記載すること。
 ※食材料費にはおやつやお茶・牛乳代等を含む。なお、調理員等の人件費や厨房設備の減価償却費、水道光熱費等は含まない。
 ※預かり保育、延長保育に係る食材料費は含まない。
 ※食材料費 (職員分) には、支出額を人数で按分した金額を記載すること。

※給食費収入見込額には令和4年度の給食費収入見込額を記載すること。
 ※1号、2号の給食費収入見込額には、利用者負担の給食費、市から支払われる副食費免除加算額の合計として計算すること。
 ※3号の給食費については、一律7,500円として計算すること。
 ※預かり保育、延長保育に係る給食費収入は含まない。

④補助基準額 (自動計算)

主食・副食提供	
副食のみ提供	
計	

※補助基準額は、主食・副食提供及び3号認定こどもの場合は園児一人当たり月額7,500円*8%、副食のみ提供の場合は園児一人当たり月額4,500円*8%とする。

⑥市補助額 (自動計算)

1号	2・3号	計

※市補助額は補助対象経費と基準額を比較して低い方の値 (千円未満切り捨て) と一致する。

別紙2 (第6条関係)

収支予算書

収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

※事業に関する収支予算を記入すること。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名

年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 年
度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金について、小城市保育所等給食
費物価高騰対策事業補助金第7条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおり
報告します。

記

- 1 小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号）第14条に基づく
確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入税額控除額（要補助金等返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額の積算内訳等

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名

年度保育所等給食費物価高騰対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 年
度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金について、下記のとおり変更
したいので、小城市補助金等交付規則第9条第1項及び小城市保育所等給食
費物価高騰対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添
えて申請します。

1 市補助金申請額

既交付決定額	金	円
今回交付申請額	金	円
差額（増減額）	金	円

2 変更の理由

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- ・小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金所要額調書【変更】
（別紙3-1、別紙3-2）
- ・収支予算書（別紙2）
- ・その他（市長が必要と認める書類）

別紙 3 - 1 (第 7 条関係)

令和 4 年度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金所要額調書【変更】

施設名

施設名	①食材費支出見 込額 円	②給食費収入見 込額 円	③補助対象経費 (①-②) 円	④補助基準額 円	⑤市補助額 円	⑥内訳		
						1号	2・3号	合計
合計								

- (注) 1. ⑤欄には、③欄と④欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
 2. ⑥欄の1号、2・3号欄は別紙3-2の市補助額と一致すること。
 3. ⑥欄の1号、2・3号の金額の合計が⑤と一致すること。

別紙3-2 (第7条関係)

令和4年度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金所要額調書【変更】

施設名 _____

○園児数・職員数

園児数						3号	計	職員数	開園月数
1号		2号							
主食・副食 提供人数	副食のみ 提供人数	計	主食・副食 提供人数	副食のみ 提供人数	計				

※園児数・職員数は令和4年10月1日時点の給食を提供する見込人数を記載すること。

※「主食・副食提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、主食・副食いずれも提供しているこどもの人数を記載すること。

※「副食のみ提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、副食のみ提供しているこどもの人数を記載すること。

※開園月数は、令和4年度の開園月数を記載すること。

○補助対象経費

①食材料費支出見込額 (自動計算)

②給食費収入見込額

③補助対象経費 (不足額) (自動計算)

<①食材料費支出見込額 の内訳>

食材料費 (全体)

食材料費 (職員分) (自動計算)

-

※食材料費 (全体) には令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納品を予定している食材料費の合計額 (見込額) を記載すること。

※食材料費にはおやつやお茶・牛乳代等を含む。なお、調理員等の人件費や厨房設備の減価償却費、水道光熱費等は含まない。

※預かり保育、延長保育に係る食材料費は含まない。

※食材料費 (職員分) には、支出額を人数で按分した金額を

④補助基準額 (自動計算)

主食・副食提供	
副食のみ提供	
計	

※補助基準額は、主食・副食提供及び3号認定こどもの場合は園児一人当たり月額7,500円*8%、副食のみ提供の場合は園児一人当たり月額4,500円*8%とする。

※給食費収入見込額には令和4年度の給食費収入見込額を記載すること。

※1号、2号の給食費収入見込額には、利用者負担の給食費、市から支払われる副食費免除加算額の合計として計算すること。

※3号の給食費については、一律7,500円として計算すること。

※預かり保育、延長保育に係る給食費収入は含まない。

⑥市補助額 (自動計算)

1号	2・3号	計

※市補助額は補助対象経費と基準額を比較して低い方の値 (千円未満切り捨て) と一致する。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名

年度保育所等給食費物価高騰対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 年
度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金について、下記のとおり事業
を実施したので、小城市補助金等交付規則第13条及び小城市保育所等給食費
物価高騰対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告
します。

1 事 業 の 目 的

2 事 業 の 効 果

3 事 業 完 了 年 月 日 年 月 日

4 添付書類

- ・小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金精算額調書（別紙4-1、別紙4-2）
- ・収支決算書（別紙5）
- ・その他（市長が必要と認める書類）

別紙4-1 (第8条関係)

令和4年度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金精算額調書

施設名 _____

施設名	①食材費支出額 円	②給食費収入額 円	③補助対象経費 (①-②) 円	④補助基準額 円	⑤市補助額 円	⑥内訳 円		
						1号	2・3号	合計
合計								

- (注) 1. ⑤欄には、③欄と④欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
 2. ⑥欄の1号、2・3号欄は別紙4-2の⑥欄と一致すること。
 3. ⑥欄の1号、2・3号の金額の合計が⑤欄と一致すること。

令和4年度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金精算額調書

施設名 _____

○園児数・職員数

園児数									職員数	開園月数
1号			2号			3号	計			
主食・副食提供人数	副食のみ提供人数	計	主食・副食提供人数	副食のみ提供人数	計					

※園児数・職員数は令和4年10月1日時点の給食提供人数を記載すること。
 ※「主食・副食提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、主食・副食いずれも提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※「副食のみ提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、副食のみ提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※開園月数は、令和4年度の開園月数を記載すること。

○補助対象経費

①食材料費支出額 (自動計算)

②給食費収入額

③補助対象経費 (不足額) (自動計算)

<①食材料費支出見込額の内訳>

食材料費 (全体)

食材料費 (職員分) (自動計算)

※食材料費 (全体) には令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納品された食材料費の合計額を記載すること。
 ※食材料費にはおやつやお茶・牛乳代等を含む。なお、調理員等の人件費や厨房設備の減価償却費、水道光熱費等は含まない。
 ※食材料費 (職員分) には、支出額を人数で按分した金額を記載すること。

※給食費収入額には令和4年度の給食費収入額を記載すること。
 ※1号、2号の給食費収入額には、利用者負担の給食費、市から支払われる副食費免除加算額の合計として計算すること。
 ※3号の給食費については、一律7,500円として計算すること。
 ※預かり保育、延長保育に係る給食費収入は含まない。

④補助基準額 (自動計算)

主食・副食提供	
副食のみ提供	
計	

※補助基準額は、主食・副食提供及び3号認定こどもの場合は園児一人当たり月額7,500円*8%、副食のみ提供の場合は園児一人当たり月額4,500円*8%とする。

⑥市補助額 (自動計算)

1号	2・3号	計

※市補助額は補助対象経費と基準額を比較して低い方の値 (千円未満切り捨て) と一致する。

別紙5 (第8条関係)

収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
計		

※事業に関する収支決算を記入すること。